

各大学・短期大学・高等専門学校・専修学校 事務局長 様

北海道総務部教育・法人局総合教育推進課長

「緊急事態宣言」の延長を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症対策
について(依頼)

日頃より、本道の新型コロナウイルス感染症対策に当たり、特段の御理解・御協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

国における緊急事態宣言の延長を踏まえ、道では、6月1日以降においても全道域で人と人との接触を徹底して抑えるための対策を講じることとしました。

貴学・貴校におかれましては、この度の要請内容に御理解・御協力いただき、感染症対策に万全を期していただくよう、お願いいたします。

また、本日付けで北海道教育庁から各道立学校等に対し、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について」を改訂した旨通知されましたので、御参考までに添付いたします。

記

1 対象区域

(1) 特定措置区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
新篠津村、小樽市、旭川市

(2) 措置区域 特定措置区域以外の市町村

2 措置期間

令和3年(2021年)6月1日(火)～6月20日(日)

3 学校への要請事項

別添 資料4のとおり

4 添付資料

(1) 5月28日付け北海道知事通知「「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第56回本部会議」における決定事項について」

(2) 北海道における緊急事態措置(資料4)

(3) 5月28日付け北海道教育庁学校教育局長通知「緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について」

5 関連情報

北海道庁広報ツイッターでは、新型コロナの日々の発生状況や道の対策等をお知らせしておりますので、学生・生徒に対する普及啓発に御活用願います。

<https://twitter.com/PrefHokkaido/>



(総合教育推進課)

令和3年(2021年)5月28日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第56回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、北海道における緊急事態措置を決定しました。この緊急事態措置の実施により、引き続き、地域における社会経済活動にも大きな影響を与えることとなりますが、現在の厳しい感染状況と医療のひっ迫状況に鑑みて、感染の拡大を抑制していくために、皆様の御理解と御協力をよろしく申し上げます。

なお、皆様に要請・協力をお願いしたい内容は、地域によって異なりますので、別添の資料4をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、休業や時短要請に御協力いただいた事業者の皆様に対する支援金等については、北海道のホームページをご参照願います。

記

- 北海道における緊急事態措置
～ 別添「資料4」のとおり

〔 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368 〕

北海道における緊急事態措置

令和3年5月28日

実施内容

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域

特定措置区域以外の市町村

期 間

令和3年6月1日(火)～6月20日(日)

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(特措法第45条第1項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。(特措法第45条第1項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第45条第1項)

- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請・協力依頼】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋含む(宅配・テイクアウトを除く))
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請・
協力依頼
内容

【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】

◆休業とする。(特措法第45条2項)

【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】

◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)

◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 4万円～10万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

期間

6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限 及び 収容率

○人数上限5,000人 かつ 収容率50% (特措法第24条第9項)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。(特措法第24条第9項)

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。
(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

協力依頼
内容

- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

【学校への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など		
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

期間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短(イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×休業・時短日数

※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

対象施設

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設
等の社会福祉施設など

・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)

葬祭場

・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)

図書館

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)

ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、
理容店、質屋、貸衣装屋、ク
リーニング店など

・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を
含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)

自動車教習所、学習塾など

オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

公立施設

◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

(外出の際は)

- ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

(飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

- ◆「黙食」を実践する。(食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)(特措法第24条第9項)

- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼
内容

- ◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼)

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請】

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2. 5万円～7. 5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

期間

6月1日(火)～6月20日(日)

※ 5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限
及び
収容率

○人数上限5,000人（特措法第24条第9項）

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2)（特措法第24条第9項）

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。（特措法第24条第9項）

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの（イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。）

※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等（異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。）

要請・
協力依頼
内容

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで（協力依頼）

◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCoA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請・
協力依頼
内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する。(協力依頼)
- ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)

期 間

6月1日(火)～6月20日(日)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。
(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。
(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設

- ◆道立施設は、原則、休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。
(協力依頼)

教 健 体 第 2 6 4 号
令和3年（2021年）5月28日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策に
ついて（通知）

このことについて、令和3年（2021年）5月15日付け教健体第219号で通知したところ
ですが、国の緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。それに伴い、別紙を改訂しま
したので、通知します。

また、特定措置区域に変更がないことを申し添えます。

なお、今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知
します。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
教職員課

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等について
(2021.05.28改訂)

令和3年5月28日
北海道教育庁

1 学校運営に係る重点配慮

(1) 学校保健委員会の開催

校長は、学校保健委員会を開催し、学校医や学校薬剤師等と連携強化を図り、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)に基づき、特に次の事項を徹底すること。

ア 効果的な体温・体調管理ツールを活用した健康観察及び手洗い・マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 特にマスクの着用については、顔にフィットしているマスクを選ぶこと。なお、マスクの素材によって効果が異なることに留意するとともに、布マスクは1日1回洗濯することなどについて、改めて確認すること。

ウ 発熱の有無にかかわらず、当該児童生徒及び同居家族に風邪症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。なお、この場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

エ 換気の徹底や身体的距離の確保など、集団感染のリスクへの対応を徹底すること。

オ 各教科等、給食等の食事をする場面、休み時間、登下校等における具体的な感染症対策を徹底すること。

【参考】

- ・マスクの効果

https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf



- ・布マスクの洗い方

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>



- ・学校の教室における窓開け換気効率の評価

<https://www.r-ccs.riken.jp/jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>



- ・新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について

http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/corona020526_kyusyokutaiou2.pdf



(2) 部活動の指導体制の強化

校長は、部活動顧問会議等(「北海道の部活動の在り方に関する方針」4ページ参照)を開催し、次の対策を徹底すること。

ア 部活動前後には、常時マスクを正しく着用し、手指消毒又は手洗いを徹底すること。

イ 部活動中においては、活動に支障がない限りマスクを着用すること。

ウ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底すること。

(3) ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、クラウドサービス等を活用した双方向のコミュニケーションにより、健康観察をはじめ、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習を実施すること。特に、小・中学校及び特別支援学校小中学部においては、児童生徒に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、端末の持ち帰りを積極的に行うなど、配付された端末を最大限活用すること。

2 特定措置区域（石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市）の学校における留意事項

【期間：6月1日（火）～6月20日（日）まで】

(1) 登下校・日課・授業

ア 道立学校においては、時差通学を徹底するとともに、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施すること。なお、全日制課程においては、全ての生徒が16時までに完全下校できるようにすること。

イ 小・中学校においては、児童生徒の通学手段や地域の感染状況を踏まえながら、時差通学の実施の検討、1日の授業時間の削減（授業カット、短縮授業等）や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の実施を検討すること。

ウ 特別支援学校においては、学校の実情や障がいの状態等に応じた対応について、個別に具体的な検討を行うこと。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等への参加については、令和3年（2021年）5月26日付け教健体第258号に基づき、適切に対応すること。

3 特定措置区域以外の区域の学校における留意事項

【期間：6月1日（火）～6月20日（日）まで】

(1) 登下校・日課・授業

衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図ること。

(2) 寄宿舎

「新型コロナウイルス感染症の対策に係る寄宿舎の対応について」（令和2年（2020年）2月26日付け事務連絡）等を踏まえて、食事や入浴等で3つの密が重なりやすくなる場面のリスクを避ける取組を徹底すること。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応について改めて確認すること。

(3) 学校行事

ア 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。

イ 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。

(4) 部活動

ア 原則休止とすること。

イ 高体連、高野連、中体連、高文連等の大会（地区、全道）に出場する部活動に限り、練習は厳選して行うこと。

ウ 合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。

エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

オ 大会等への参加については、令和3年（2021年）5月26日付け教健体第258号に基づき、適切に対応すること。

4 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局（保健所等）や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短に関わらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。なお、このことについては、別途発出する通知を踏まえ、適切に対応すること。